

取引を推進するため、平成20年12月17日、一般社団法人石川県トラック協会と共同で、第1回石川県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を設置した。その後、平成22年2月に第2回、平成23年3月に第3回が開催され、荷主との協力関係による輸送の効率化、トラック運送事業における書面化、燃料サーチャージ制度等について、協議がされてきた。

その後、石川県トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を引き継ぎ、運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するため、平成27年8月7日、石川県労働局も加わり、トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会を設置した。27年度は全国統一によるトラック輸送における長時間労働の実態調査を実施、労働時間の実態を明らかにするとともに、28年度はパイロット事業を実施し、荷主側における手持ち時間の改善が報告された。

#### 4. レンタカー

##### (1) レンタカー事業の概況

県内の平成28年度末におけるレンタカー事業者は249社であり、車両数（軽自動車、軽二輪車を除く）は6044両となっている。

平成16年道路運送法施行規則の一部改正により、有償貸渡許可は車両毎の許可から事業者毎の許可に改められ、レンタカー事業者は顧客ニーズに応じて車両の増減・代替を迅速かつ、効率的に行うことが可能となった。

平成18年4月には、これまで特区エリアのみとしていたレンタカー型カーシェアリングの全国展開が図られ、26年9月には乗り捨て（ワンウェイ）方式も実施が可能となった。

レンタカー事業については、国民の余暇志向の高まりや自動車の保有・利用形態の多様化が進む中で、順調に事業規模を拡大してきた。近年は北陸新幹線開業や外国人の旅行者の増加などの影響もあり、レンタカーへの需要は引き続き拡大が続いている。

#### 5. 輸送の安全

##### (1) 運輸安全マネジメント

平成17年当時、バス車両の転覆事故、トラック車両の踏切での衝突事故等ヒューマンエラーが原因と見られるトラブルが全国的に多発したことから、「ヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の提言を受け、安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ることを目的に、かつその安全管理体制を国が監視する「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、安全マネジメントの評価対象の拡大など、実施要領が改正された。

また、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25年10

月より全ての貸切バス事業者及び高速乗合バス事業者（貸切バス事業者への管理の委託許可を受けている事業者に限る。）に対して、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出が義務付けられた。

## （２）輸送の安全確保

平成元年の貨物自動車運送事業法制定、平成14年の道路運送法改正、平成15年の貨物自動車運送事業法の改正により、旅客・貨物自動車運送事業とも参入規制の緩和、運賃及び料金規制の見直し等が順次行われ、弾力的な事業経営が可能になった。

一方で、自動車運送事業の基本となる輸送の安全確保については、規制を強化することとし、飲酒運転等の悪質違反に係る指導監督義務違反や過労運転、過積載運行等の輸送の安全を阻害する行為に係る行政処分の基準強化を行うとともに、監査体制の充実・強化を図っている。

平成21年10月には、「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえた、監査方針の改正及び処分基準の強化等が図られた。さらに、平成22年4月には、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け等の改正が行われ、平成23年5月から実施された。その後、軽井沢スキーバス事故等の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、当該プランの見直し時から大きな状況の変化があり、軽井沢スキーバス事故等を受けた安全対策や、各業態（バス、トラック、タクシー）における目標設定を行うこと等を盛り込んだ「事業用自動車総合安全プラン2020」が6月30日に新たに策定された。

## （３）運行管理者・整備管理者制度

輸送の安全確保を図るためには、運行管理体制の確立とその適正な運営が必要不可欠である。このため、自動車運送事業においては、営業所における車両数に応じて運行管理者及び整備管理者を選任することとされている。運行管理者及び整備管理者については、それぞれ研修の受講が義務付けられている。

また、旅客自動車運送事業者については、平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心プラン」に基づき、平成26年5月より、事業用自動車の運行中は、電話等を用いて乗務員に対し、必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととし、さらに、平成27年5月からは、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、乗合バス・貸切バスの運転業務に従事せずに、トラブルが発生した場合速やかに運行の中止等の判断・指示等を行える体制を整備しなければならないこととした。

## 6. 自動車登録関係

### （１）電子情報処理システムによる自動車の登録